

高齢者虐待防止のための対応について

1. 法律の施行について

平成18年4月1日より「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行された。同法では、高齢者虐待の定義、発見者の通報義務等について定めており、主な内容は以下のとおりである。

(1) 高齢者虐待の定義

- 1 高齢者の定義 「高齢者」とは、「65歳以上」の者
- 2 高齢者虐待の定義

「家庭における養護者」又は「施設等の職員」による次に掲げる類型の虐待

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(2) 通報義務について

<関係機関に対する義務>

病院・養介護施設・保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、および医師・養介護施設従事者等・保健師・弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者に対して、高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられている。

<市民に対する義務>

◆家庭における養護者による高齢者虐待の場合

家庭における養護者による高齢者虐待を発見した者に対して、

- ①高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合 ⇒ 神戸市への通報義務
- ②それ以外の場合 ⇒ 神戸市への通報の努力義務

◆介護従事者による高齢者虐待の場合

- ①介護従事者が、自分が働いている施設等で従事者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合 ⇒ 神戸市への通報義務
- ②施設等職員による虐待を発見した者（①以外の場合）に対しては、
 - ア. 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合 ⇒ 神戸市への通報義務
 - イ. それ以外の場合 ⇒ 神戸市への通報の努力義務

2. 介護従事者による高齢者虐待

高齢者虐待防止法では、家族等による虐待にあわせて高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者(介護従事者)による高齢者虐待の防止について規定されている。

介護従事者による虐待はその職業倫理に照らしても許されるものではなく、被害を訴えることの出来ない認知症高齢者が虐待の被害者となりやすいことに加え、施設等のような相互の監視が可能な場所であるにもかかわらず発生しうるという点でも、加害者単独の問題にとどまらない深刻な問題である。

高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、介護従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、事業者として適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての介護従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められる。

(1) 介護従事者の範囲

高齢者虐待防止法に規定される『養介護施設従事者等』(以下、介護従事者という)
 =介護保険施設等の入所施設や居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象となる。

※高齢者虐待防止法に規定される『養介護施設等』の範囲

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> 老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(地域密着型含) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅(介護予防)サービス事業 地域密着型(介護予防)サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防支援事業

(2) 関係者に課せられている義務(※「通報」=神戸市への通報)

関係者	義務	高齢者虐待防止法条文
施設長・管理者等 (「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者」)	<ul style="list-style-type: none"> 介護従事者への研修(全職員対象) 苦情処理体制の整備等 他、高齢者虐待防止に資する対応 	介護従事者による高齢者虐待予防の措置(第20条)
介護従事者	<ul style="list-style-type: none"> 通報義務※(介護従事者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報) 	市への通報義務(第21条)
介護従事者以外の者	<ul style="list-style-type: none"> 通報努力義務※(虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合) 通報義務※(上記高齢者に生命又は重大な危険が生じている場合) 	市への通報義務(第21条)
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 市における対応・相談窓口の周知 事実確認、立ち入り調査等 被虐待高齢者の保護 改善指導等 	老人福祉法又は介護保険法の規定による権限の適切な行使(第24条)

(3) 通報者保護に関する規定

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は高齢者虐待に関する通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（高齢者虐待防止法第21条第6項）
- 介護従事者は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。（高齢者虐待防止法第21条第7項、公益通報者保護法）
- 神戸市の職員は通報又は届出をしたものを特定させるものを漏らしてはならない。（高齢者虐待防止法第23条）

(4) 市内における主な事例

- ・ 事業者側に「(乱暴な扱いをしても) 故意ではないから虐待ではない」という認識がある。
- ・ 事業所において虐待に関する職員研修を行ったことがない。または一部職員のみ受講し他の職員が基本的な知識を得る機会を設けていない。
- ・ 虐待を受けた高齢者や、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した家族・介護従事者等が、事業所への気兼ねから通報を控えがちである。
- ・ 虐待が疑われる事例が発生した際、家族からの根拠のない苦情と捉えたり、風評被害を恐れ、虐待としての対応（通報、内部調査等）をおこなわない。

(5) 事業所としての取り組み【1. 2. を平成20年3月末までに必ず実施】

1. 高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底

- ①介護従事者・職員全員に対し、高齢者虐待防止に関する事項（虐待の定義、具体的な行為例、関係者に課せられた義務等）について、早急に所内研修等の確実な方法により周知徹底すること。
- ②新規採用者への周知方法、年間の研修計画など継続的に周知徹底する方策を事業所として規定すること。

2. 苦情処理体制の整備と周知徹底状況の確認

利用者や家族に対する苦情処理体制の周知徹底状況の確認（重要事項説明書による説明、事業所内の掲示、利用者や家族の認識の有無）。

3. 虐待が疑われる事例が発生した場合の対応

- ①被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録
 - ・ 心身の状態の確認（介護記録、医療受診結果の記録、可能であれば本人に必要性を説明し同意を得た上で怪我等の状況写真を残す）
 - ・ 重度の認知症であっても、聴き取りを行い詳細を記録
 - ・ 適切な対応（医療受診、虐待者からの保護）

②神戸市への報告

発生と同時に速やかに事故報告の様式によって報告を行う

3. 神戸市の相談・通報窓口

【養護者による虐待】

各あんしんすこやかセンター

【養介護施設従事者による虐待】

神戸市高齢福祉課調整指導係

直通 TEL. 3 2 2 - 6 3 2 6

FAX. 3 2 2 - 6 0 4 6

高齢者虐待防止法について

定義(法第2条)

<高齢者とは> 65歳以上の人

<誰が> ①養護者 = 高齢者を養護(介護・世話)している家族、親族、同居人等
②要介護施設従事者等 = 老人福祉法及び介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人

高齢者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をやっている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる・怒鳴る、ののしる、悪口を言う・侮辱を込めて、子供のように扱う・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する・キス、性器への接触、セックスを強要する／等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。 【具体的な例】 <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない・本人の自宅等を本人に無断で売却する・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等